

ただし、協議に際しては、重複計上がないよう留意すること。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

- ④ 受注者は、「契約対象項目に対する実績報告書」及び「根拠資料」を監督員が指定する期日までに提出しなければならない。
- ⑤ 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第5条（債務負担行為に係る契約の特則）

- ① 本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
- ② 各会計年度における請負代金の支払い限度額（以下「支払限度額」という。）は次の割合のとおりとする。
 - 令和8年度 工事請負額の 36%
 - 令和9年度 工事請負額の 40%
 - 令和10年度 工事請負額の 24%
- ③ 発注者は予算の都合上その他必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

第6条（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

本契約においては、各年会計年度の出来高予定額の 40%以内を支払うものとする。

以上